

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 9 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：平成 31 年 8 月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度・フレックスタイム制度を導入する。

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 検討開始
- 平成 31 年 8 月～ 制度の導入、電子メールなどによる社員への周知

目標 2：平成 31 年 8 月までに、子の看護休暇の対象範囲を拡大する（子の対象年齢の拡大、学校行事への参加や育児全般に使えるようにするなど）。

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 検討開始
- 平成 31 年 8 月～ 制度の導入、電子メールなどによる社員への周知

目標 3：平成 31 年 8 月までに、育児休業規程に定める勤続年数に応じた育児休業延長措置について、取得を促進する。

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 規程の内容の周知を一層図る。